



動物の遺棄は 犯罪です

犬や猫などの愛護動物を捨てると
100万円以下の罰金が科されることがあります。

捨てられた犬や猫を見つけたら管轄の警察署までご連絡ください。

犬の放し飼いは、30万円以下の罰金が科されることがあります。放し飼いはゼッタイにやめましょう！
茨城県動物指導センターに収容される犬の約3割が首輪やハーネス等がついている状態で保護されています。
万が一逃げてしまったときのためにも、必ず鑑札、狂犬病予防注射済票等を装着し、所有者明示をしましょう。



茨城県動物指導センター 茨城県警察